

「しょうわ後見制度支援預金」商品概要

令和5年4月3日現在

1. 商品名	しょうわ後見制度支援預金
2. 対象者	個人のうち、家庭裁判所が後見制度支援預金新規契約にかかる「指示書」を交付した方が対象です。
3. 預金種類	普通預金（キャッシュカード発行不可）
4. 預入期間	期間の定めはありません。
5. 預入方法	<ul style="list-style-type: none">・預入方法…随時預入可能ですが、家庭裁判所発行の「指示書」（指示日から3週間以内のもの）の提出が必要です。・預入金額…1円以上。・預入単位…1円単位。
6. 払戻方法	随時払戻しできますが、家庭裁判所発行の「指示書」（指示日から3週間以内のもの）の提出が必要となります。口座開設いただいた店舗のみで払戻しできます。 ①出 金…入院費等の一時的な支出が発生した場合等において、家庭裁判所が必要と認めた際に交付されます。 ②定期送金…自動振込等により、指定された間隔（例えば3ヶ月毎）で指定金額を定期的に後見制度支援預金から成年後見人が別途管理する生活口座等へ振り替える必要があると家庭裁判所が認めた際に交付されます。
7. 利息	<ul style="list-style-type: none">・適用利率…変動金利。毎日の普通預金の利率を適用します。・利払方法…毎年2月と8月の当金庫所定の日に利払いします。ただし、口座を解約される場合は、解約時にお支払いします。・計算方法…毎日の最終残高100円以上について、付利単位を100円とし、1年を365日として日割で計算します。
8. 税金	お利息には、源泉分離課税（国税15%、地方税5%）の税金が適用されます。 ※令和19年12月31日までの間にお受取りになるお利息には「復興特別所得税」が課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 （マル優はご利用いただけません。）
9. 手数料	管理手数料はかかりません。 家庭裁判所発行の「指示書」に基づく出金・解約・定期送金は無料。ただし、手続き後の資金を他金融機関または、当金庫本支店へ振り込む際には、通常の手数料をいただきます。
10. 付加できる特約事項	家庭裁判所発行の「指示書」による指示内容の取扱いのみとなります。
11. その他	<ul style="list-style-type: none">・本商品は、預金保険制度の対象であり、当金庫にお預入れの他の預金保険対象商品（決済用預金は除く）と合わせて、元本1,000万円までとそのお利息は保護されます。・金利は、店舗備え付けの金利ボード、当金庫HP、または店頭までお問い合わせください。

<p>12. 苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none">・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業支援部（9時～17時、電話：0120 - 872 - 315）にお申出ください。・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 0031）、第一東京弁護士会（電話：03 - 3595 - 8588）、第二東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業支援部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03 - 3517 - 5825）にお申出ください。
----------------------------------	--